

利用者資金の保全方法・無権限取引への対応方針に関する事項の情報提供について

■利用者資金の保全方法

1.資金決済法 第14条1項の規定の趣旨

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

2.資金決済法 第31条1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

3.発行保証金、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

発行保証金保全契約

発行保証金保全契約の相手方の氏名等:伊予銀行 四国銀行 愛媛銀行

■無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

当社は、プリペイドカードの紛失・盗難等によりお客様に生じた損害について、その責任を負わないものとします。
(当社の故意または重過失による損害の場合を除きます。)